



産後のお母さんの 育児を応援します



★利用できるサービスが増えました

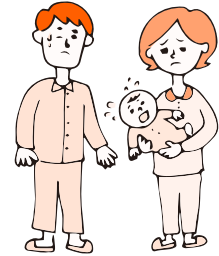
▷問い合わせ 健康づくり係 (☎223-3533)



産後ケア事業に新たなサービスと利用できる施設が加わりました

芦屋町では、産後のお母さんの体や心のケアと赤ちゃんの世話のサポート（育児支援）などをする、産後ケア事業を行っています。

これまで「宿泊型」と「通所型」の2つのサービスでしたが、令和5年度からは「通所型（短時間）」と「居宅訪問型」の2つサービスが追加されました。また、北九州市内の5つの施設でも利用できるようになりました。利用してみませんか。



利用できる人

町内に住んでいる産後1年未満のお母さんと赤ちゃんで、次のいずれかに当てはまる人

- 育児を支援してくれる人が少なく、保健指導や育児相談を希望する人
- 産後の心身の不調や育児に不安がある人

※感染症などの症状がある人や医療行為が必要な人は利用できません。

内容

施設で次のようなケアを受けることができます。

- お母さんの心と体の休息
- 授乳の相談・指導（乳房ケアを含む）
- 育児に関する相談、指導
- 家庭での子どもとの生活に関する相談など



利用できるサービス

利用回数は1人につき合わせて7回までです。そのうち、通所型（短時間）は3回までです。

サービスの種類	利用時間
宿泊型	入所から24時間
通所型	午前9時～午後5時のうち5時間程度
通所型（短時間）	午前9時～午後5時のうち2時間程度
居宅訪問型	

自己負担額

サービスの種類	所得の区分	自己負担額（消費税込み）
宿泊型	課税世帯	6400円
	非課税世帯、生活保護受給者	1500円
通所型	課税世帯	2000円
	非課税世帯、生活保護受給者	500円
通所型（短時間）	課税世帯	1300円
	非課税世帯、生活保護受給者	0円
居宅訪問型	課税世帯	1600円
	非課税世帯、生活保護受給者	0円

※多胎児の場合でも自己負担額の追加はありません。

※自己負担額以外にも、利用施設で別途費用が必要な場合があります。詳しくは利用施設にお問い合わせください。

利用できる施設

施設名	ところ	電話番号
九州バースセンターうばがふところ	芦屋町大字山鹿 852 番地 77	☎701-8103
桑原産婦人科医院	中間市中間三丁目5番5号	☎245-0052
みずまき助産院ひだまりの家	水巻町立屋敷一丁目14番50号	☎201-7731
しぶや助産院	岡垣町旭台三丁目11番5号	☎282-3476
エンゼル病院	八幡西区友田一丁目11番1号	☎601-3511
あきた産科婦人科クリニック	八幡西区則松七丁目21番1号	☎601-2121
大塚産婦人科クリニック	八幡西区千代ヶ崎二丁目2番11号	☎603-8811
助産院 町のさんばさん	八幡西区千代四丁目9番8号	☎618-4764
みろく助産院	八幡西区	☎090-2963-7548

※随時、利用できる施設が増える場合があります。詳しくは、健康づくり係にお問い合わせください。





高齢者の人権

高齢者に関する人権問題の一つに、特殊詐欺の被害が多いことが挙げられます。特殊詐欺とは、犯人が電話やはがきなどで親族や警察官、自治体や金融機関の職員などを名乗って信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取る詐欺です。特殊詐欺には「オレオレ詐欺」、「還付金詐欺」、「架空料金請求詐欺」などさまざまな手口があります。

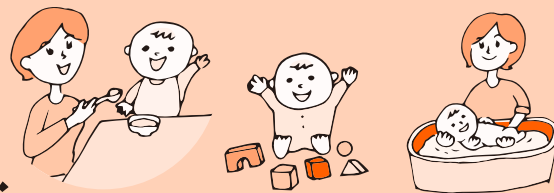
福岡県で確認された令和4年中の特殊詐欺の件数は368件、被害額は9億2283万円で、ともに前年より増加しています。また、被害者の77%が65歳以上の高齢者で、特に高齢女性の割合が高い傾向にあります。詐欺の電話は誰にでもかかってくる可能性があります。高齢者は昼間に在宅であることが多いことや、記憶力・判断能力など認知機能の低下などから、被害に遭いやすいと言えます。

被害に遭わないためには、特殊詐欺の手口を知っておくことや、普段から親族と連絡を取っておくこと、不審な電話を受けたりする前に誰かに相談することが重要です。また、金融機関職員やコンビニ店員などが、携帯電話で通話をしながらATMを操作したり、コンビニで高額の電子マネーを買おうとしたりする高齢者に気づき、声をかけたことで被害を防止した事例もあります。高齢者自身の問題意識を高めるだけでなく、家族や地域の人による見守りや声かけも大切です。

地域でのつながりの希薄化や独居高齢者の増加などにより、社会的に孤立する高齢者が増えています。誰もが安心して暮らせる社会を築くため、必要に応じて声をかけ、相談に乗れるような関係づくりを心がけましょう。



産後ケア事業を紹介



利用までの流れ

①利用の申請

健康・こども課窓口に申請してください。妊娠32週から申請を受け付けます。窓口で、担当者が現在の体調や家庭の状況、受けたいケアの内容などを確認します。

【申請手続きに必要なもの】

●産後ケア事業利用申請書

※健康・こども課窓口にあります。また、町のホームページからダウンロードできます。

●母子健康手帳

●本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）

●委任状

※同一世帯以外の方が申請する場合のみ。委任された人の本人確認書類が必要です。

●課税状況がわかる書類（課税世帯の人は不要）

※非課税世帯の人＝非課税証明書など

※生活保護受給者＝生活保護証明書または診療依頼書

②産後ケアパスポートなどの郵送

申し込みから1週間程度で、産後ケア事業利用決定承認通知書と産後ケアパスポートを郵送します。

③施設への利用申し込み

利用を希望する施設に直接連絡し、利用の申し込みをしてください。

※利用を中止する場合は、各施設が定める期限までにキャンセルの連絡をしてください。

※キャンセル期限を過ぎて利用を中止した場合は、キャンセル料が発生します。

④産後ケアの利用

利用施設で産後ケアサービスを受けてください。利用料は、直接、施設へ支払ってください。

⑤利用後アンケート

利用後はアンケートに回答してください。

